○農林水産省告示第二千五百九十六号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第千七百三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十八年一月二日から施行する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前のしょうゆの日本農林規格により格付の表示が付されたしょうゆについては、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千五百九十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十八年一月二日から施行する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九十八号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月二日から施行する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九十九号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月二日から施行する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十六条の規定に基づき、有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月二日から施行する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百一号

競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）第五十九条の規定に基づき、平成四年十二月二十一日農林水産省告示第千三百九号（場外設備の位置、構造及び設備の基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

第一号中「第十七条の七」を「第十七条の四」に改める。

○農林水産省告示第二千六百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成十七年十二月二十六日農林水産省告示第千九百七十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

第一項中「第一条第五項」を「第一条の二第五項」に、「第一条第二項」を「第一条の二第二項」に、「第十七条の七」を「第十七条の四」に改める。

○農林水産省告示第二千六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市大井町字観音寺二六九五の五三九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県大月市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大月市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南都留郡富士河口湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県北都留郡小菅村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）